

(1) 倫理規程(自主行動基準)

[前文]

公益社団法人大阪技術振興協会(以下「本協会」という。)は、科学技術に関するコンサルティング業務の振興に対する意義並びにこれが社会に及ぼす影響の重要性に鑑み、我が国の科学技術の振興及び産業と地域社会の発展に寄与し、将来にわたって持続可能な社会を実現するために、常に倫理の高揚と使命の達成に努めるものであることを宣言する。

会員は、自らの職責を自覚し、その専門知識と経験を活用し、この規程を遵守して、良心に従い公正かつ誠実に行動する。

(公益の確保と公正の維持)

第1条 会員は、業務の公共性に鑑み、常に公益を確保し、厳正中立の立場に立って業務を行い、公正を欠くことのないよう特段の注意を払う。

(業務の誠実な履行)

第2条 会員は、事前に自らの立場及び業務範囲を明確にし、自らの責任を自覚して誠実に業務を履行する。

(守秘義務)

第3条 会員は、正当な理由がなく、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用しない。ただし、依頼者から許されている事項についてはこの限りではない。

(資質の向上と品位の保持)

第4条 会員は、複雑多様化する業務に対処するため、常に知識・技術を研鑽し、専門家としての資質の向上と品位の保持に努め、科学技術を通し社会の発展に寄与する。

(不当競争の禁止)

第5条 会員は、業務の質が低下するような同業者との不当な競争を行わない、又は同業者の業務を妨げない。

(相互協力)

第6条 会員は、業務遂行にあたり、必要あるときは、会員相互に連携し、又は他の専門家の協力を求めるように努める。

(法令等の遵守、名誉保持の義務)

第7条 会員は、法令、本協会の定款、規則、規程その他の定めを遵守し、直接間接を問わず、他の会員又は協会の名誉又は信用を傷つけない。

昭和60年12月18日 制定

平成2年1月19日 改訂

平成19年10月12日 改訂

平成23年3月18日 改訂

平成24年5月11日 改訂

平成24年12月14日 改訂